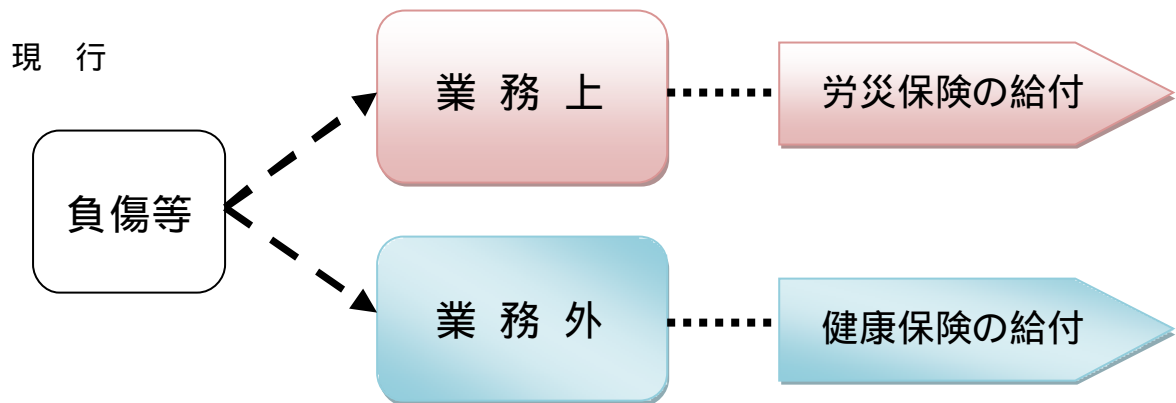


平成25年10月から

## 健康保険と労災保険の取扱いが整理されます！

〔健康保険法第1条の改正及び第53条の2の新設等〕

一般的には、業務上の負傷等には労災保険、業務外の負傷等には健康保険の給付が行なわれますが、どちらの保険制度からも給付されないケースに対応するため、つぎのとおり法改正が行なわれます。

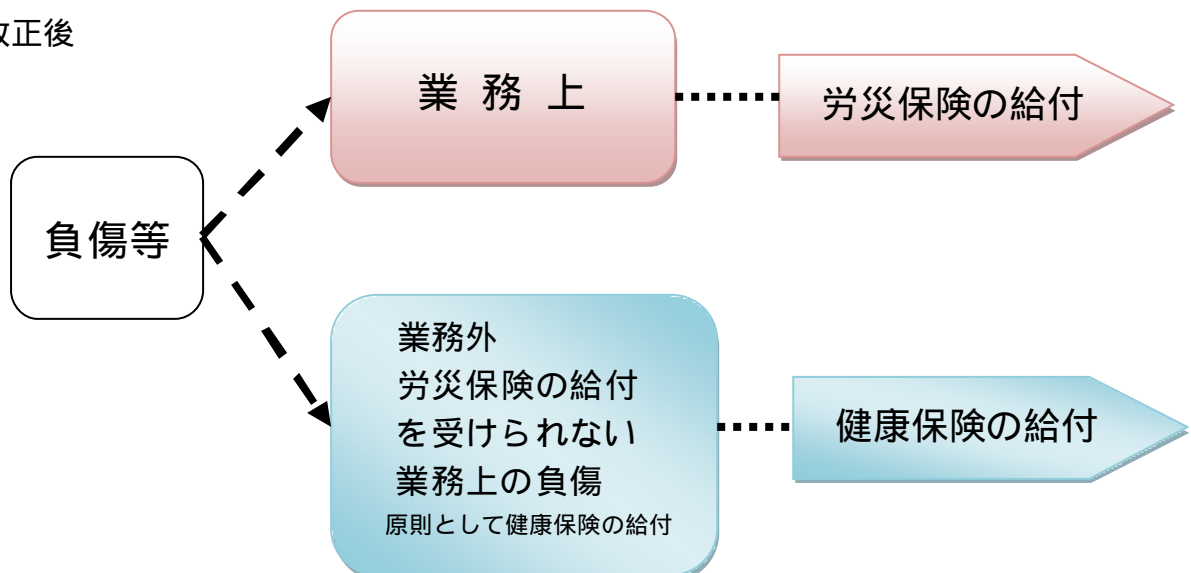


【問題点】

# 改正

副業の請負業務やインターンシップ（学生のビジネス体験制度）での負傷について、雇用された『労働者』でないとして労災保険から給付されず、業務上として健康保険からも給付されない。

改正後



「健康保険法の一部を改正する法律」にかかる条文対照表

〔第1条および第53条の2について〕

改正後〔平成25年10月1日施行〕	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。)以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(健康保険組合の付加給付)</p> <p>第53条 ~ (略) ~</p> <p>(法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例)</p> <p>第53条の2 <u>被保険者又はその被扶養者が法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)</u>であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人としての業務(被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は行わない。</p> <p>(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)</p> <p>第54条 ~ (略) ~</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(健康保険組合の付加給付)</p> <p>第53条 ~ (略) ~</p> <p>(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)</p> <p>第54条 ~ (略) ~</p>

## 【主な留意点】

1 )

健康保険法第1条の改正の趣旨について

1 )

現行での、被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合や、被扶養者が請負業務中やインターンシップ(学生のビジネス体験制度)中に負傷した場合など、健康保険と労災保険のどちらの給付も受けられないケースに対応するため、広く医療を保障する観点から、労災保険の給付が受けられない場合には、原則として健康保険の給付が受けられることとなりました。

2 )

健康保険法第53条の2(新設)において、「被保険者又は被扶養者が法人の役員である場合に、その法人の役員としての業務に起因する負傷等に関して保険給付は行わない」と規定していることについて

2 )

今回の改正では、原則として労災保険からの給付が受けられない場合は健康保険の給付を受けられることとしています。

ただし、被保険者(被扶養者も含む)が法人の役員である場合に、その法人の役員としての業務に起因する負傷等については、原則として健康保険給付の対象外となります。

「法人の役員としての業務」について

「法人の役員としての業務」とは、法人の役員がその法人のために行う業務全般を指します。

労災保険の特別加入について

なお、中小事業主については、労災保険に特別加入することによって、業務上に起因する負傷等に対し、労災保険の給付を受けられる場合があります。

3 )

健康保険法第53条の2(新設)において、「法人の役員としての業務」のうち、「被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務で厚生労働省令で定めるもの」が除外されていることについて

3 )

平成15年7月1日以降、厚生労働省保険局通知において、「被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者」については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷

病に関しても、健康保険の保険給付の対象(傷病手当金を除く)としてきたところです。

今回の改正においても、その趣旨を踏まえ、被保険者が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員については、その事業の実態を踏まえ、傷病手当金を含めて健康保険の保険給付の対象となりました。

「厚生労働省令で定めるもの」について

厚生労働省令第52条の2では、健康保険の給付対象となる業務を「当該法人における従業員(同条に規定する法人の役員以外の者をいう。)が従事する業務と同一であると認められるもの」と定めています。

したがって、被保険者が5人未満である適用事業所の役員であっても、その役員の業務内容が当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められない場合には、健康保険の給付対象となりません。

4 )

この改正の適用される時期について

4 )

平成25年10月1日以降に発生した事故に起因する業務上の事由による負傷等について適用されます。

5 )

被保険者またはその被扶養者において、業務災害・通勤災害と疑われる事例で健康保険証を使用し、または現金給付の申請が行なわれた場合の事務取扱について

5 )

労災保険法における業務災害については健康保険の給付の対象外であり、また、労災保険法における通勤災害については労災保険からの給付が優先されるので、まずは労災保険の請求をしていただくため、健康保険組合では健康保険の給付を留保させていただく場合があります。

6 )

労災保険における審査の結果、業務外であることを理由に不支給となった場合は、原則として健康保険の給付対象となるが、その労災保険の審査結果の確認方法について

6 )

労災保険の不支給決定通知は請求人本人に対してのみ送付されることから、健康保険組合から本人へその結果を確認させていただきますのでご協力をお願いします。

ご不明な点がございましたら、当組合給付課(06-6765-9212)へお尋ねください。